

ミヤコタナゴ保護増殖事業計画

平成7年7月17日

環 境 庁
文 部 省
農 林 水 産 省
建 設 省

ミヤコタナゴ保護増殖事業計画

環 境 庁
文 部 省
農 林 水 産 省
建 設 省

第 1 事業の目標

ミヤコタナゴは、かつては、関東地方の丘陵地及びそれに続く平野部の湧を源とする細流や池沼などを中心に広く分布していたが、生息環境の悪化等により大部分の生息地が消滅し、現在、自然状態での生息が確認されているのは、栃木県那須野ヶ原及び千葉県房総半島のごく一部の地域に限られている。さらに、これらの残された生息地でも生息状況の悪化が進んでいる。

本事業は、本種の生息状況の把握と監視に努めつつ、現存する生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持・改善及び生息を圧迫する要因の軽減・除去等を図り、また、かつての分布域において飼育繁殖個体の再導入を含めた生息地の回復を図ることなどにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

第 2 事業の区域

主として関東地方における本種の分布域（過去の分布域を含む。）

第 3 事業の内容

1 生息状況の把握・モニタリング

本種の生息状況を常時監視しつつ、保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、本種の分布、生息・繁殖状況、生息環境の状況等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。その結果、個体数等に憂慮すべき変化が見られた場合には、緊急調査の実施を含め必要な対策を講ずる。

また、本種や産卵母貝の生物学的特性の解明、本種を取り巻く水域生態系の構造の解明、各地域個体群間の遺伝的な変異や個体群内の遺伝的な劣化状況の把握等に関する調査研究を進める。

2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、マツカサガイ等の産卵母貝やその再生産に関与する他の魚種などを含む本種を取り巻く水域生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

現存する生息地の多くでは、営農のための日常的な水路管理により、本種の生息に必要な環境条件がこれまで良好に維持されてきた。しかしながら、営農形態の変化、休耕田の拡大等に伴い、本種の生息に適した水域環境が失

われつつある。

このため、本種の生息環境の維持に役割を果たしてきた伝統的な水路管理技術を調査研究し、本種の生態特性を十分に踏まえた、生息環境の維持・改善のための技術開発を進めるとともに、生息地及びその周辺地域における協力体制を確立しつつ、以下の事業を実施する。

(1) 生息水域の形質の維持・改善

ア 流路形態の維持・改善

生息水域の流路形態の維持・改善を図るため、流入した土砂の除去、崩落した水路の復旧、流路に繁茂した植物の除去等を行う。これにより、本種の生息に不可欠な以下の２つの条件を確保する。

(ア) 産卵母貝の生息に適した底質の確保

マツカサガイ等の本種の産卵母貝の生息に適するよう、底質を維持、改善する。

(イ) 休息場所、隠れ場所及び移動経路の確保

本種や産卵母貝の再生産に關与する他の魚種の休息場所、隠れ場所及び移動経路が確保されるよう、水際の植生、瀬や淵の存在、周辺の水域との接続などからなる水域環境の多様性を維持、回復する。

イ 魚類の遡上が可能な水域環境の連続性の拡大

出水時に下流に流された本種を含む魚類が遡上できるような水域環境の連続性を拡大する。

(2) 水量の安定化

生息水域の後背林の維持、育成等を通じて集水域の保水能力の維持・向上を図るとともに、本種が生息する水路と周辺の水田等との間の水循環を安定的に維持する。

さらに、渇水期に水が枯れるなど本種の生息に支障が及ぶような場合には、生息水域の水量の安定化のため、地下水の利用等により、渇水期に水が補給できるようなシステムを整備する。

(3) 水質の維持・改善

本種や産卵母貝の生息に支障を及ぼす汚排水が生息水域に流入することを防止するための対策を講ずる。

また、本種の生息地及びその周辺地域での土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

3 飼育繁殖個体の再導入を含む生息地の回復

かつての分布域において、生息地回復の可能性を有する水域を選定し、産卵母貝の定着を図るなど、上記２に示された本種の生息に必要な環境条件を

整えた上で、各種公共施設等で系統保存されている飼育繁殖個体を再導入することにより、野外個体群を再構築し、生息地の回復を図る。この際、現存する生息地には別系統の個体が混入しないよう配慮するものとする。

また、今後の生息環境の悪化等による野外個体群の急激な減少に備えるため、各水域の系統毎に、適切な公共施設において個体の飼育繁殖を行い、一定の個体数を維持する。この飼育繁殖の適切かつ効果的な実施のために、産卵母貝の増殖、近親交配による遺伝的な弊害の防止、生殖細胞の保存等に関する調査研究、技術開発及びこれらを推進する体制の整備を行う。

4 その他

(1) 密漁防止対策

生息地が限られ、個体群の規模が小さくなっている本種の現状を考慮すると、密漁が各地域の個体群に及ぼす影響は相当大きいものと懸念される。

このため、地域住民の協力を得つつ、生息地における監視を強化するなど、密漁防止のための対策を講ずる。

(2) 移入種による影響の防止

生態的競合や捕食による影響を及ぼすおそれのあるタイリクバラタナゴやオオクチバス（ブラックバス）等の移入種について、その侵入状況や影響を監視し、本種の生息地への侵入を防止するための対策を講ずるとともに、必要に応じて、侵入した個体の除去を行う。また、移入種や移入種が産卵した可能性のある貝類の人為的な導入を防止するための措置を講ずる。

(3) 緊急時の避難措置

異常湧水等の緊急時には、必要に応じて、個体を適切な施設で一時飼育するなどの避難措置を講ずる。

(4) 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関、関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況及び保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛ける。また、関係地域の公共施設において本種の理解を深めるための活動を行うことなどにより、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

(5) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業にかかわる国、関係都県及び関係市町村の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、飼育繁殖にかかわる機関並びに本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。